

平成21年3月19日

北海道警察本部 交通部

運転免許センター 御中

(ご担当 運転免許試験課長 川内 博 様)

弁護士 前田 尚 一

札幌市中央区南1条西11丁目1番地

コンチネンタルビル9階

TEL011-261-6234 FAX261-6241

要 望 書

拝啓 当職は、安全相互グループ事後業務推進センターの代理人として、貴センターに対し、次のとおり、要望致します。

なお、当職は、従前、株式会社愛育安全相互自動車学校（以下「破産会社」といいます。）の破産手続開始決定前に、同社の代理人として貴センターと協議しておりましたが、本要望書は、破産会社の立場とは別に、破産社を中核として構成されていた安全相互グループの関係者が、教習生の教習を最大限実現すべく結成した安全相互グループ事後業務推進センターの立場で提出するものです。

現在、破産会社に申込みをしながら、教習未了の教習生については、主として社団法人北海道自動車教習所協会札幌支部が窓口となっており、同支部に属する教習所に、教習生を受け入れてもらい、教習にあたって頂いているところであります。

しかしながら、各教習所とも自前の運転練習コースを備えてはならず、札幌運転免許試験場上内の運転コースの開放を受け教習を実施している関係上、教習時間は、平日の午前6時30分から午前7時30分と午後4時から午後6時までという大きな制限

があり、教習生の要望に十分対応できてはいないというのが現状であり、大きな社会問題ともなっているところです。

以上の状況でありますので、破産会社の教習未了の教習生が、十分な教習を受けるためには、開放の拡大を認めて頂くほかなく、現状を踏まえ、貴センターに対し、これを優遇して貸借して頂けるよう、強く要請する次第です。

この件については、多数の教習生らの嘆願書（270通。ただし、10通の重複が確認されています。）のほか、被害教習生有志の会代表鈴木岩夫殿及び社団法人北海道自動車教習所協会札幌支部からの要望書を預かりましたので、本要望書と共に提出致します。十分に考慮して頂けるようお願い申し上げます。

敬具